

# 雇用調整助成金の助成額の上限額を引き上げます (R2.6.12発表)

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立しました。  
これに伴い、雇用調整助成金の更なる拡充を行いました。

## 助成額の上限額の引上げ及び助成率の拡充

### 1. 助成額の上限額の引上げ

1人あたり日額8,330円 ▶ 「15,000円」に引き上げ

### 2. 解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率の拡充

原則9/10 (一定の要件を満たす場合は10/10など) ▶ 「一律10/10 (100%)」に拡充

- 令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です
- すでに受給した方・申請済みの方にも適用されます
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、**緊急雇用安定助成金も対象**です

【遡及適用】 (詳細はリーフレット「雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます」をご覧ください)

- 1及び2の引上げ及び拡充については、既に申請済みの事業主の方についても、**令和2年4月1日に遡って適用**となります。  
なお、労働局・ハローワークで追加支給分(差額)を計算しますので、**再度の申請手続きは必要ありません**。
- 過去の休業手当を見直し(増額し)、従業員に対して**追加で休業手当の増額分を支給した場合**には、当該増額分についての追加支給のための**手続きが必要**となります。

## 緊急対応期間の延長

**緊急対応期間の終期を3か月延長**することとし(**令和2年9月30日まで延長**)、助成率の拡充に加え、これまでの特例措置も延長して適用することとしました。

## 出向の特例措置等

雇用調整助成金の支給対象となる出向については、**出向期間**が「3か月以上1年以内」とされていますが、緊急対応期間内においては、これを「**1か月以上1年以内**」に緩和しました。

## 雇用調整助成金の手続きを更に簡素化しました (R2.5.19発表)

- 雇用調整助成金の申請手続等の更なる簡素化により、事業主の申請手続の負担を軽減するとともに、支給事務の一層の迅速化を図ります。(1以外は、すべての事業主の方に適用されます。)

### 申請手続の簡素化

1. **小規模事業主**（概ね従業員20人以下）については、「**実際に支払った休業手当額**」から簡易に助成額を算定（※）できるようになりました。また、休業についての申請様式を簡略化するとともに、支給申請をスムーズに行うことができるよう、申請マニュアルを作成しました。  
※ 助成額 = 「実際に支払った休業手当額」×「助成率」
2. **初回を含む休業等計画届の提出を不要**とし、支給申請のみの手続とすることとしました。

### 算定方法の簡略化

3. 支給申請の際に用いる「**平均賃金額**」や「**所定労働日数**」の算定方法を大幅に簡略化し、次のように算出できるようになりました。算定方法について詳しくは、雇用調整助成金のガイドブック（簡易版）の記載例などをご覧ください。
  - (1) 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて、1人当たりの平均賃金額を算定できるようになりました。この場合、お手元に保管している納付書をご利用ください。
  - (2) 「所定労働日数」の算定方法を簡略化しました。

### 申請期限の特例

4. 新型コロナウイルスの影響を受けて休業等を行った場合、特例として、**判定基礎期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業の申請期限を令和2年8月31日まで**とします。

※ 緊急雇用安定助成金についても同様の取扱いとなります。

※ 令和2年5月19日以降に行う支給申請からお使いいただけます。（令和2年5月18日以前の休業等に関する申請にも使えます）